

ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日	男・女
障害の原因となった傷病名 (ICD-10分類)	ICD-10 ( )			
発病年月日	年 月 日	初診年月日	年 月 日	
上記傷病が固定(治ゆ)した日	年 月 日			
意見書作成医療機関における初診時所見(主訴及び症状)				
意見書作成医療機関における初診に至るまでの経過				
発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容、参考となる生活史等				
精神症状の状態(該当のローマ数字、英数字に○をつけてください。)※1		左記の状態について、その程度・症状を具体的に記載してください。		
I 感情の障害 1 抑うつ気分      2 不安状態 3 その他( )				
II 意欲の障害 1 自発性の低下      2 無関心 3 その他( )				
III 知覚・思考の障害 1 幻覚      2 妄想				
IV 記憶又は意識の障害 1 解離性健忘      2 もうろう状態 3 その他( )				
V フラッシュバック(再体験)				
VI その他の障害 1 睡眠障害      2 多彩な身体症状 3 その他( )				

※1 各精神症状の内容は、別紙に記載しているとおりです。

学習意欲の状態（該当するものを1つ選び、○をつけてください。）			
1	現に学習している		
2	学習の意欲はあるものの学習はしていない		
3	学習意欲の低下又は欠落により学習していない		
能力障害の状態（以下のすべての項目について、該当するものを1つ選び、○をつけてください。）			
※2			
I	身边を整え日常生活を営むこと		
	適切又は概ねできる	時に助言・援助が必要	しばしば助言・援助が必要 できない
II	学習・生活に積極性・関心を持つこと		
	適切又は概ねできる	時に助言・援助が必要	しばしば助言・援助が必要 できない
III	通学・授業時間の遵守		
	適切又は概ねできる	時に助言・援助が必要	しばしば助言・援助が必要 できない
IV	普通に学校での日課を持続すること		
	適切又は概ねできる	時に助言・援助が必要	しばしば助言・援助が必要 できない
V	他人との意思伝達		
	適切又は概ねできる	時に助言・援助が必要	しばしば助言・援助が必要 できない
VI	対人関係・協調性		
	適切又は概ねできる	時に助言・援助が必要	しばしば助言・援助が必要 できない
VII	身边の安全保持・危機の回避		
	適切又は概ねできる	時に助言・援助が必要	しばしば助言・援助が必要 できない
VIII	困難・失敗への対応		
	適切又は概ねできる	時に助言・援助が必要	しばしば助言・援助が必要 できない

※2 各能力の判定の要点は、別紙に記載しているとおりです。

上記のとおり証明します。

年 月 日

医療機関所在地  
 名称  
 診療担当科  
 医師氏名

(別紙)

1 精神症状については、感情の障害、意欲の障害、知覚・思考の障害、記憶又は意識の障害、フラッシュバック（再体験）及びその他の障害の6つの障害の有無等に注目することとしています、その内容は以下のとおりです。

(1) 感情の障害

持続する抑うつ気分（悲しい、寂しい、憂うつである、希望がない、絶望的である等）、何をすることもおっくうになる（おっくう感）、それまで楽しかったことに対して楽しいという感情がなくなる、気が進まないなどの状態や恐怖感、焦燥感など強い不安が続き、強い苦悩を示す状態です。

(2) 意欲の障害

すべてのことに対して関心が湧かず、自発性が乏しくなる、自ら積極的に行動せず、行動を起こしても長続きしない。口数も少なくなり、日常生活上の身の回りのことにも無関心となる状態です。

(3) 知覚・思考の障害

自分に対する噂や悪口あるいは命令が聞こえる等実際には存在しないものを知覚体験（幻覚）したり、自分が他者から害を加えられている、食べ物や薬に毒が入っている、自分は特別な能力を持っている等内容が間違っており、確信が異常に強く、訂正不可能でありその人個人だけに限定された意味付けがなされる病的な誤った判断ないし観念（妄想）をもったりする状態が持続することです。

(4) 記憶又は意識の障害

非器質性の記憶障害としては、解離性（心因性）健忘があります。自分が誰であり、どんな生活史を持っているかをすっかり忘れてしまう全生活史健忘や生活史の中の一定の時期や出来事のことを思い出せない状態です。

非器質性の意識の障害としては、もうろう状態などの複雑な意識障害の場合があります。日常生活は普通にしているのに改めて質問すると、自分の名前を答えられない、年齢は3つ、1+1は3のように的外れの回答をするような状態（ガンザー症候群、仮性痴呆）などです。

(5) フラッシュバック（再体験）

身体的、あるいは精神的衝撃を与えた出来事の情景が、その当時の感情などを伴って突発的にまざまざと蘇り、非常な苦痛を与えることです。

(6) その他の障害

その他の障害には、上記（1）から（5）に分類できない症状で、睡眠の量やリズムに異常がある睡眠障害、及び全身倦怠感、めまい、頭痛・頭重、動悸などを訴えるがそれに見合った所見が得られない場合です。

2 非器質性精神障害については、8つの能力について、能力の有無及び必要となる助言・援助の程度に着目し、評価を行います。評価を行う際の要点は以下のとおりです。

(1) 身辺を整え日常生活を営むこと

入浴をすることや更衣をすることなど清潔保持を適切にすることができるか、定期的に十分な食事を行うことができるかについて判定してください。

なお、食事・入浴・更衣以外の動作については、特筆すべき事項がある場合には加味して判定を行ってください。

(2) 学習・生活に積極性・関心を持つこと

学校での生活や学習そのもの、世の中の出来事、テレビ、娯楽等の日常生活等に対する意欲や関心があるか否かについて判定してください。

(3) 通学・授業時間の遵守

規則的な通学や授業時間等約束時間の遵守が可能かどうかについて判定してください。

(4) 普通に学校での日課を持続すること

学校の日課に則った学習が可能かどうか、普通の集中力・持続力をもって学校生活を遂行できるかどうかについて判定してください。

(5) 他人との意思伝達

学校生活において教師・同級生等に対して発言を自主的にできるか等他人とのコミュニケーションが適切にできるかどうかを判定してください。

(6) 対人関係・協調性

学校生活において教師・同級生等と円滑な共同作業、社会的行動ができるかどうかについて判定してください。

(7) 身辺の安全保持・危機の回避

学校生活における危険等から適切に身を守れるかどうかを判定してください。

(8) 困難・失敗への対応

学校において新たな学校生活上のストレスを受けたとき、ひどく緊張したり、混乱することなく対処できるか等どの程度適切に対応できるかということを判断してください。